

東証上場会社における独立社外取締役の選任状況 及び委員会の設置状況

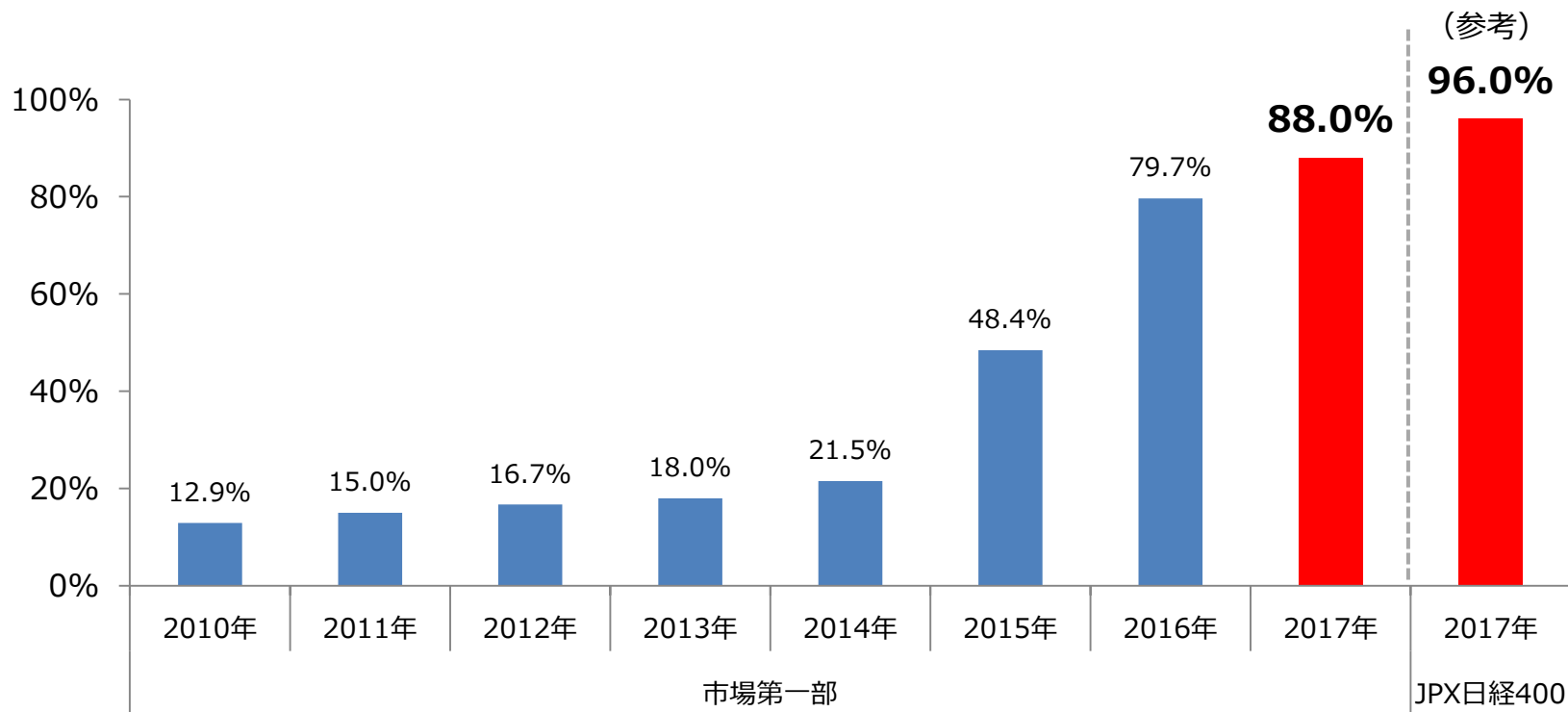


2017年7月26日
株式会社 東京証券取引所

2名以上の独立社外取締役の選任状況

- 2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では 8割を超え、88.0%に。
 - ✓ JPX日経400では9割を超え、96.0%に。

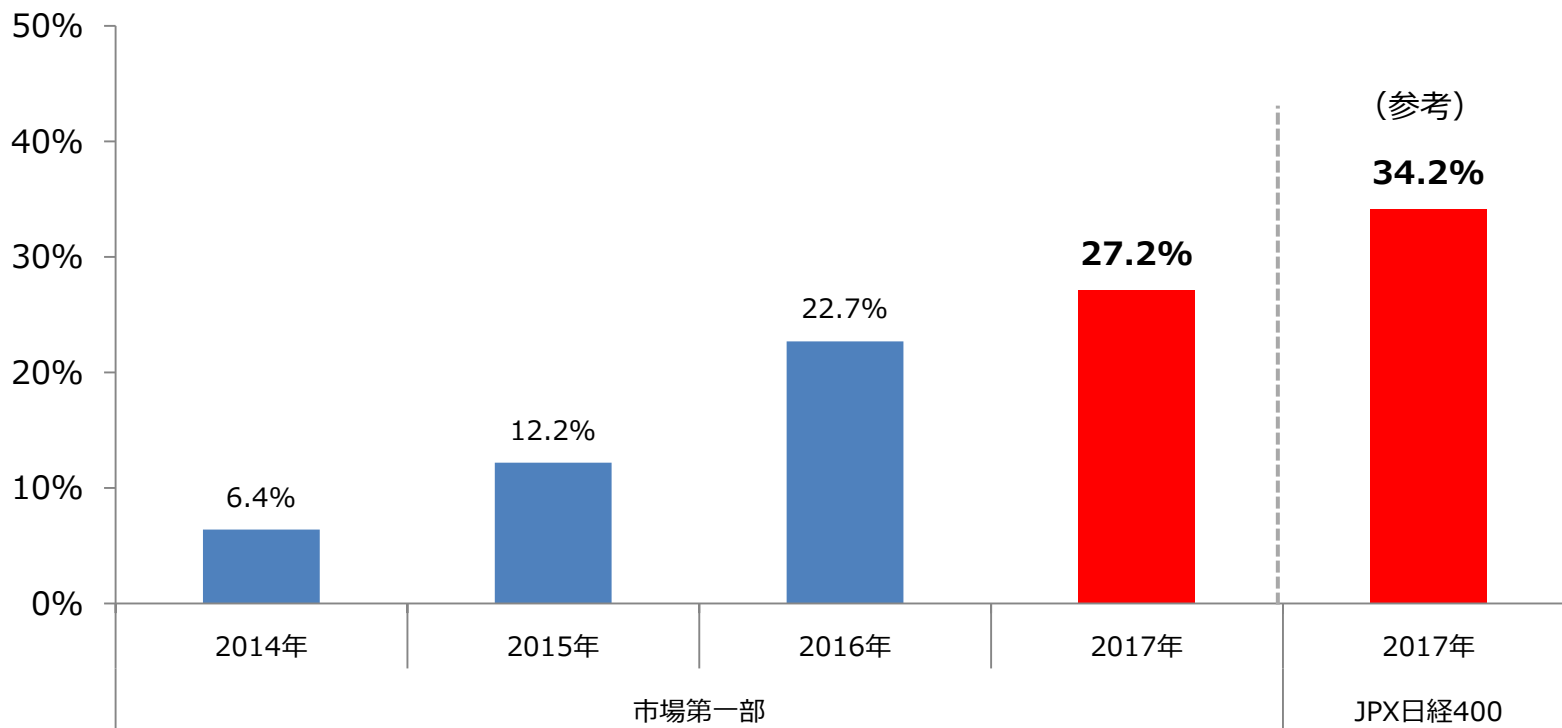
【2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】



3分の1以上の独立社外取締役の選任状況

- 独立社外取締役が、全取締役の3分の1以上を占める上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では 4分の1を超え、27.2%に。
 - ✓ JPX日経400では 3分の1を超え、34.2%に。

【3分の1以上の独立社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率推移】



【参考】2名／3分の1以上の独立社外取締役の選任会社数

集計対象	社数	2名以上の独立社外取締役選任		3分の1以上の独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	1,778社	88.0%	549社	27.2%
		(+212社)	(+8.3%)	(+103社)	(+4.5%)
市場第二部	523社	331社	63.3%	98社	18.7%
		(+31社)	(+7.3%)	(+2社)	(+0.8%)
マザーズ	241社	87社	36.1%	69社	28.6%
		(+17社)	(+6.2%)	(+15社)	(+5.6%)
JASDAQ	752社	202社	26.9%	92社	12.2%
		(+19社)	(+3.2%)	(+8社)	(+1.3%)
全上場会社	3,537社	2,398社	67.8%	808社	22.8%
		(+279社)	(+7.4%)	(+128社)	(+3.5%)
JPX日経400	398社	382社	96.0%	136社	34.2%
		(+21社)	(+5.8%)	(+21社)	(+5.4%)

※括弧内は昨年比。

【参考】1社あたりの独立社外取締役人数

集計対象	社数	取締役会 平均人数	独立社外取締役							社外取締役						
			平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	過半数	平均人数	0名	1名	2名	3名以上	1/3以上	過半数
市場第一部	2,021社	9.31人	2.34人	24社	219社	1,157社	621社	549社	58社	2.57人	9社	154社	1,023社	835社	712社	89社
				1.2%	10.8%	57.2%	30.7%	27.2%	2.9%		0.4%	7.6%	50.6%	41.3%	35.2%	4.4%
市場第二部	523社	7.80人	1.74人	30社	162社	259社	72社	98社	7社	2.08人	6社	125社	264社	128社	169社	13社
				5.7%	31.0%	49.5%	13.8%	18.7%	1.3%		1.1%	23.9%	50.5%	24.5%	32.3%	2.5%
マザーズ	241社	5.96人	1.37人	38社	116社	54社	33社	69社	7社	1.84人	16社	100社	66社	59社	104社	26社
				15.8%	48.1%	22.4%	13.7%	28.6%	2.9%		6.6%	41.5%	27.4%	24.5%	43.2%	10.8%
JASDAQ	752社	6.84人	1.09人	199社	351社	148社	54社	92社	9社	1.54人	77社	361社	196社	118社	173社	27社
				26.5%	46.7%	19.7%	7.2%	12.2%	1.2%		10.2%	48.0%	26.1%	15.7%	23.0%	3.6%
全上場会社	3,537社	8.33人	1.92人	291社	848社	1,618社	780社	808社	81社	2.23人	108社	740社	1,549社	1,140社	1,158社	155社
				8.2%	24.0%	45.7%	22.1%	22.8%	2.3%		3.1%	20.9%	43.8%	32.2%	32.7%	4.4%
JPX日経400	398社	10.67人	2.91人	1社	15社	168社	214社	136社	23社	3.09人	0社	9社	151社	238社	157社	27社
				0.3%	3.8%	42.2%	53.8%	34.2%	5.8%		0.0%	2.3%	37.9%	59.8%	39.4%	6.8%

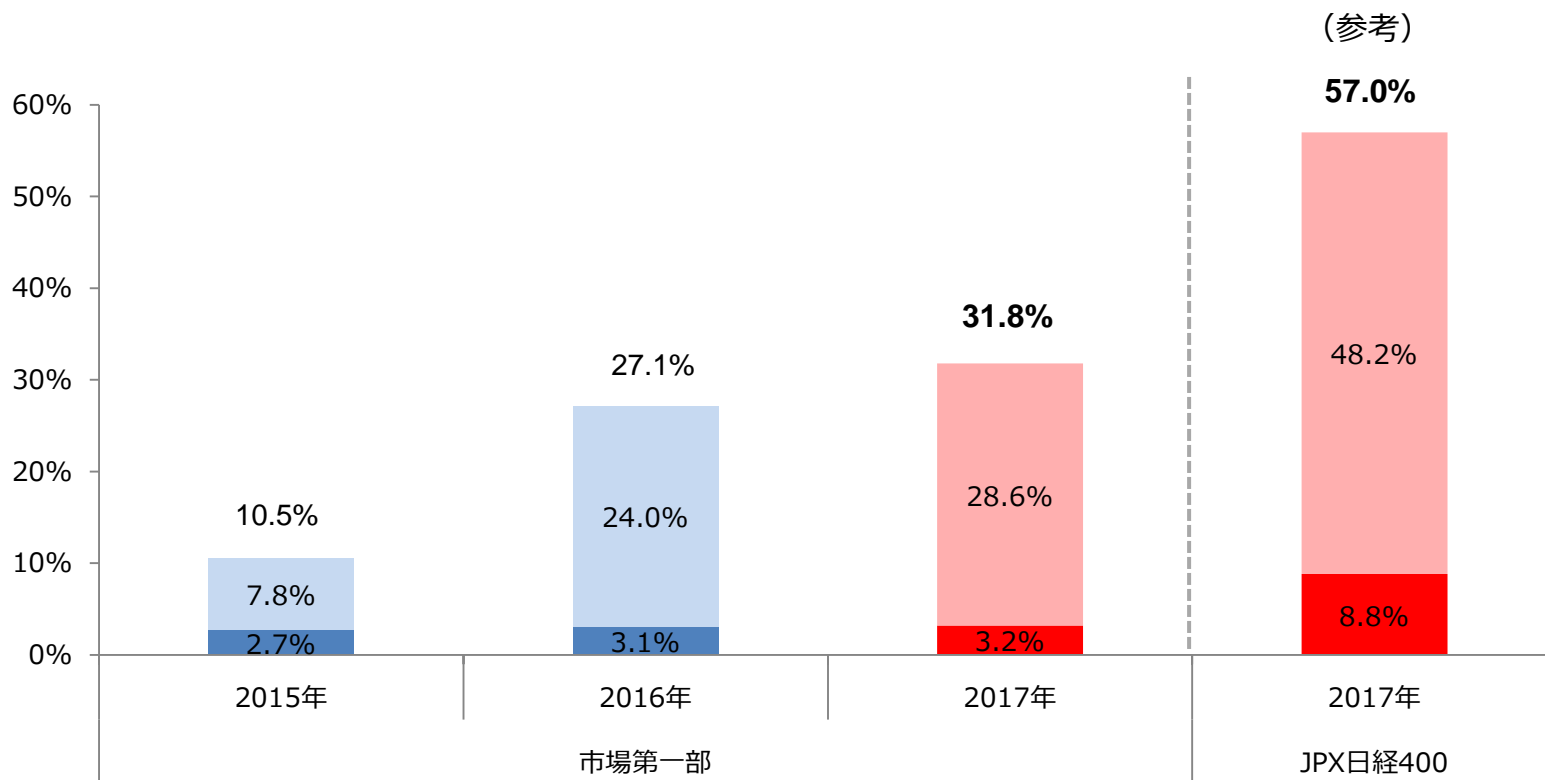
※下段の数値（比率）は各区分における社数に占める構成比。

指名委員会の設置状況

- 指名委員会（法定・任意）を設置する上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では 3割を超え、31.8%に。
 - ✓ JPX日経400では過半数の、57.0%に。

【指名委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】

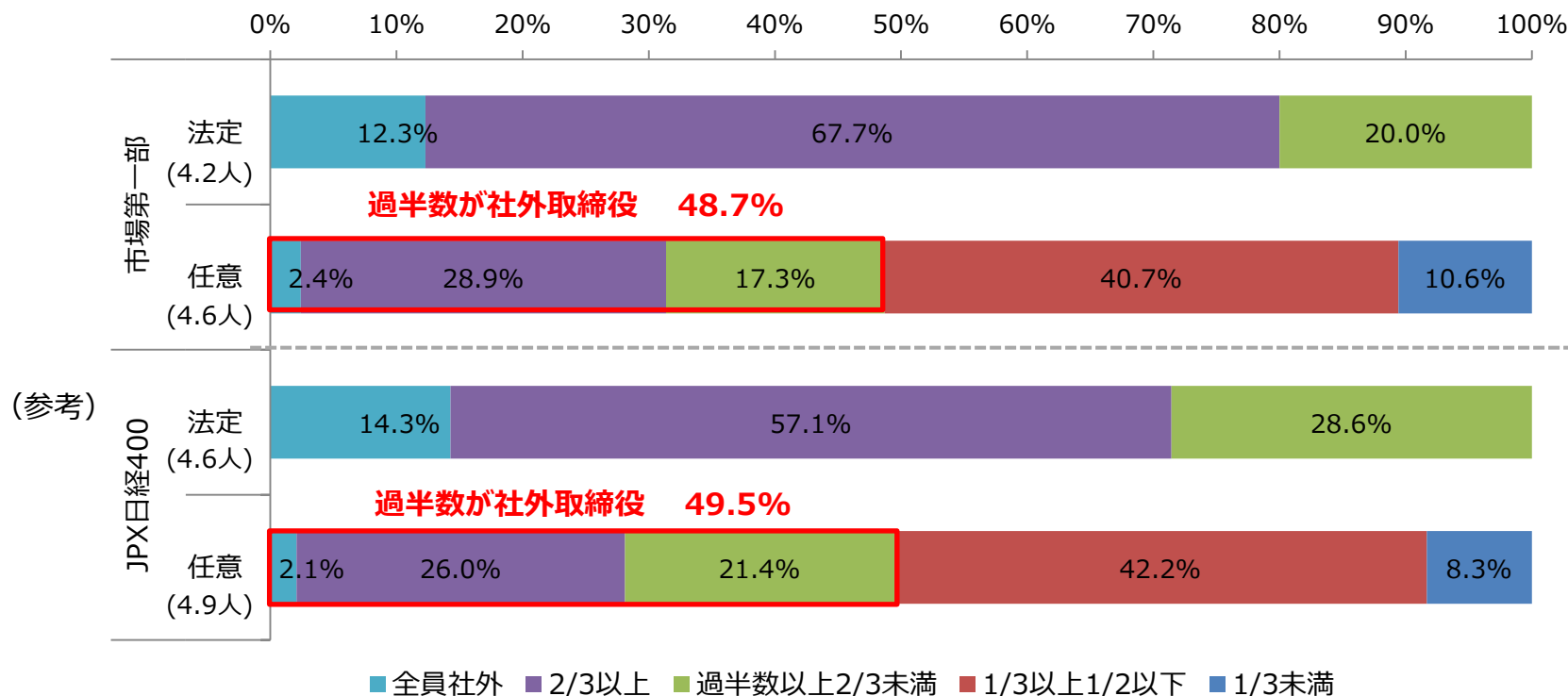
■ ■ : 法定 ■ ■ : 任意



指名委員会における社外取締役の比率

- 指名委員会（任意）の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部、JPX日経400ともに4割を超え、それぞれ48.7%、49.5%に。

【指名委員会における社外取締役の比率】

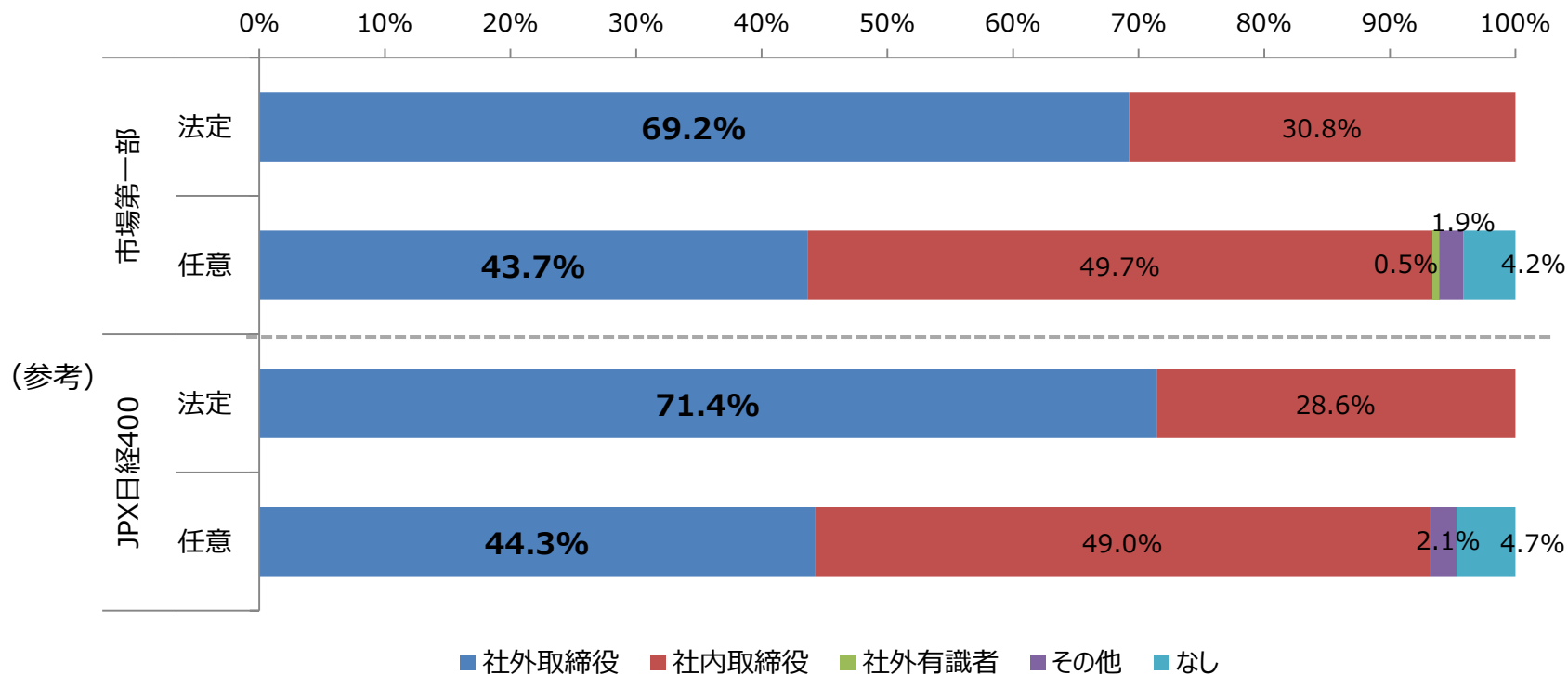


※括弧内は指名委員会の平均人数。

指名委員長の属性

- 指名委員会（法定）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ 市場第一部、JPX日経400とも約7割に。
- 指名委員会（任意）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ 市場第一部、JPX日経400とも4割超に。

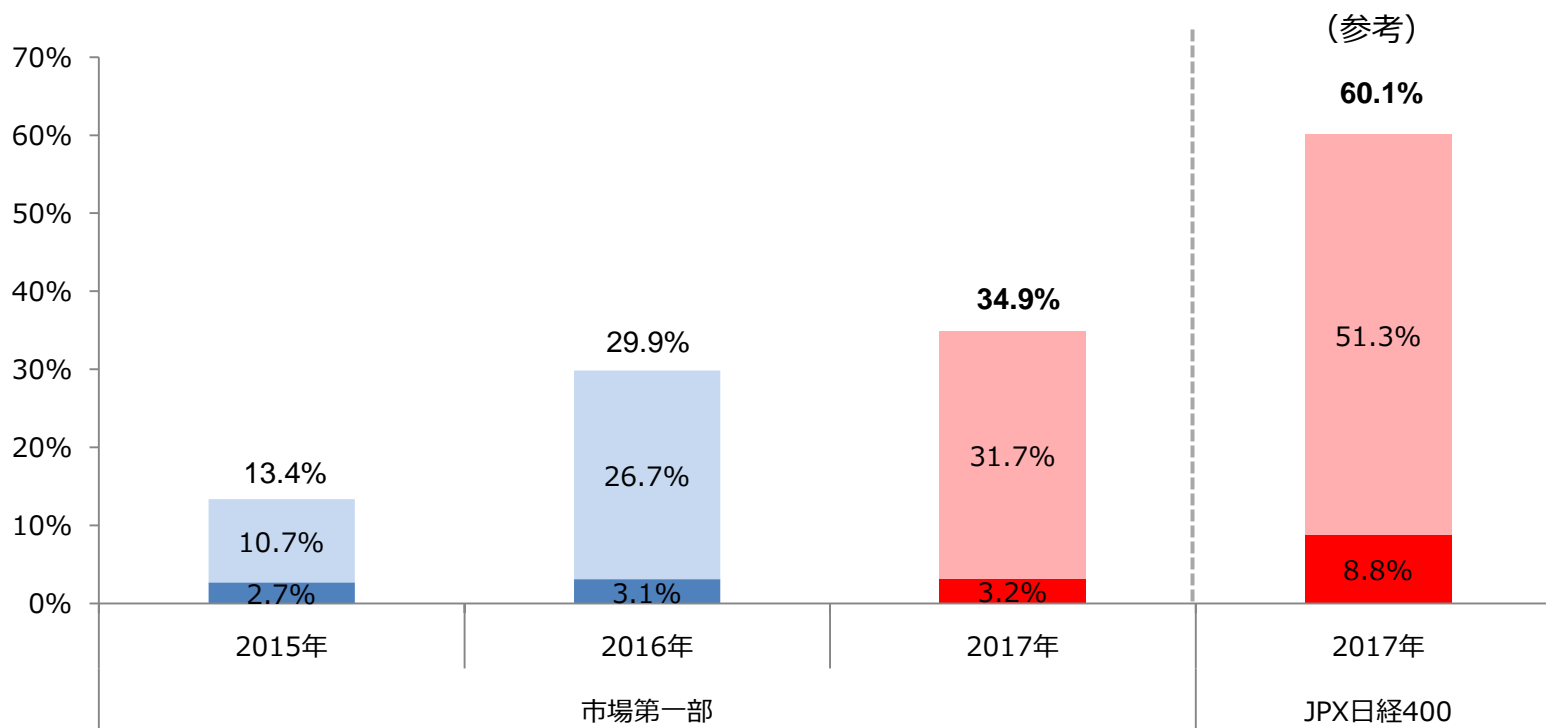
【指名委員会の委員長の属性】



報酬委員会の設置状況（市場第一部）

- 報酬委員会（法定・任意）を設置する上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では 3分の1を超え、34.9%に。
 - ✓ JPX日経400では6割を超え、60.1%に。

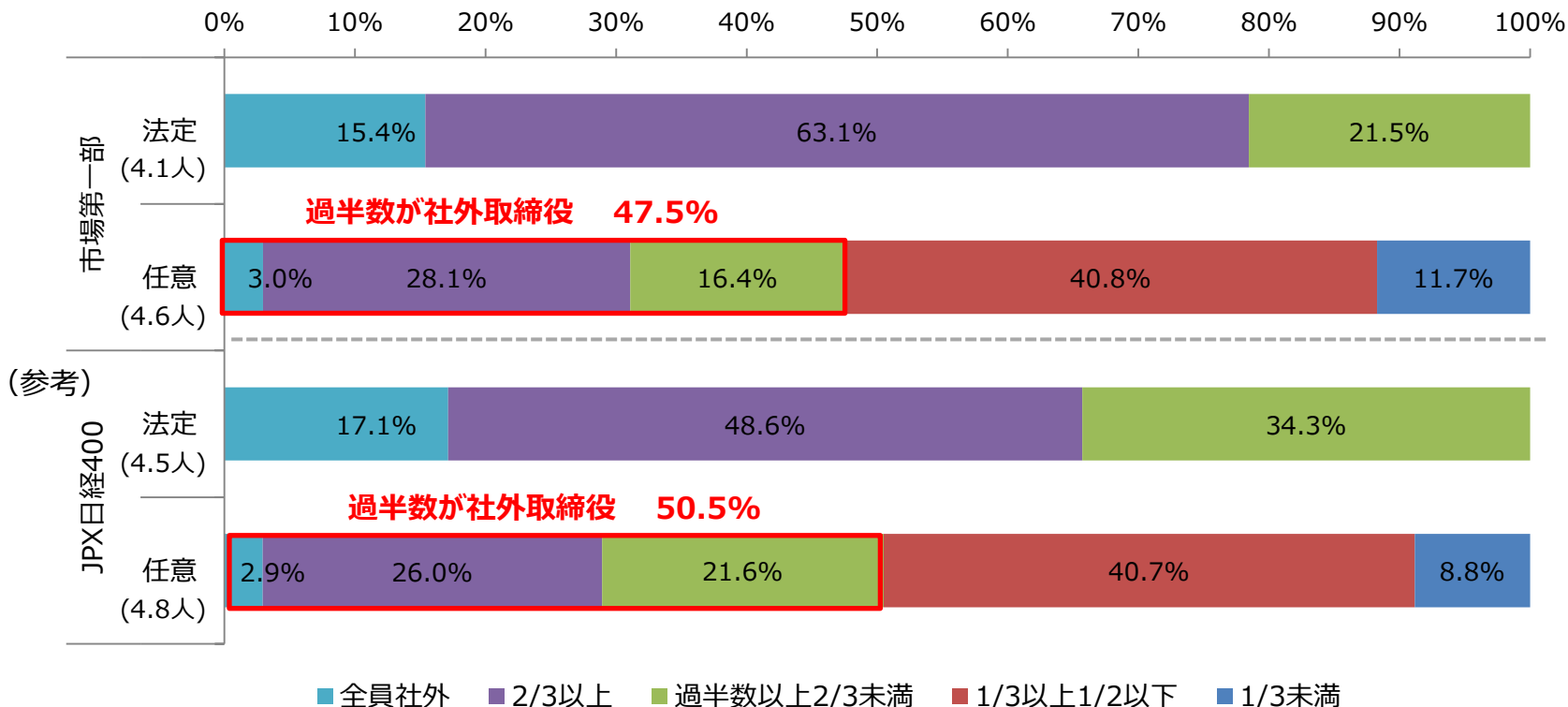
【報酬委員会設置会社（市場第一部）の比率推移】 ■ ■ : 法定 ■ ■ : 任意



報酬委員会における社外取締役の比率

- 報酬委員会（任意）の過半数が社外取締役である上場会社の比率は、
 - ✓ 市場第一部では4割を超え、47.5%に。
 - ✓ JPX日経400では過半数の、50.5%に。

【報酬委員会における社外取締役の比率】

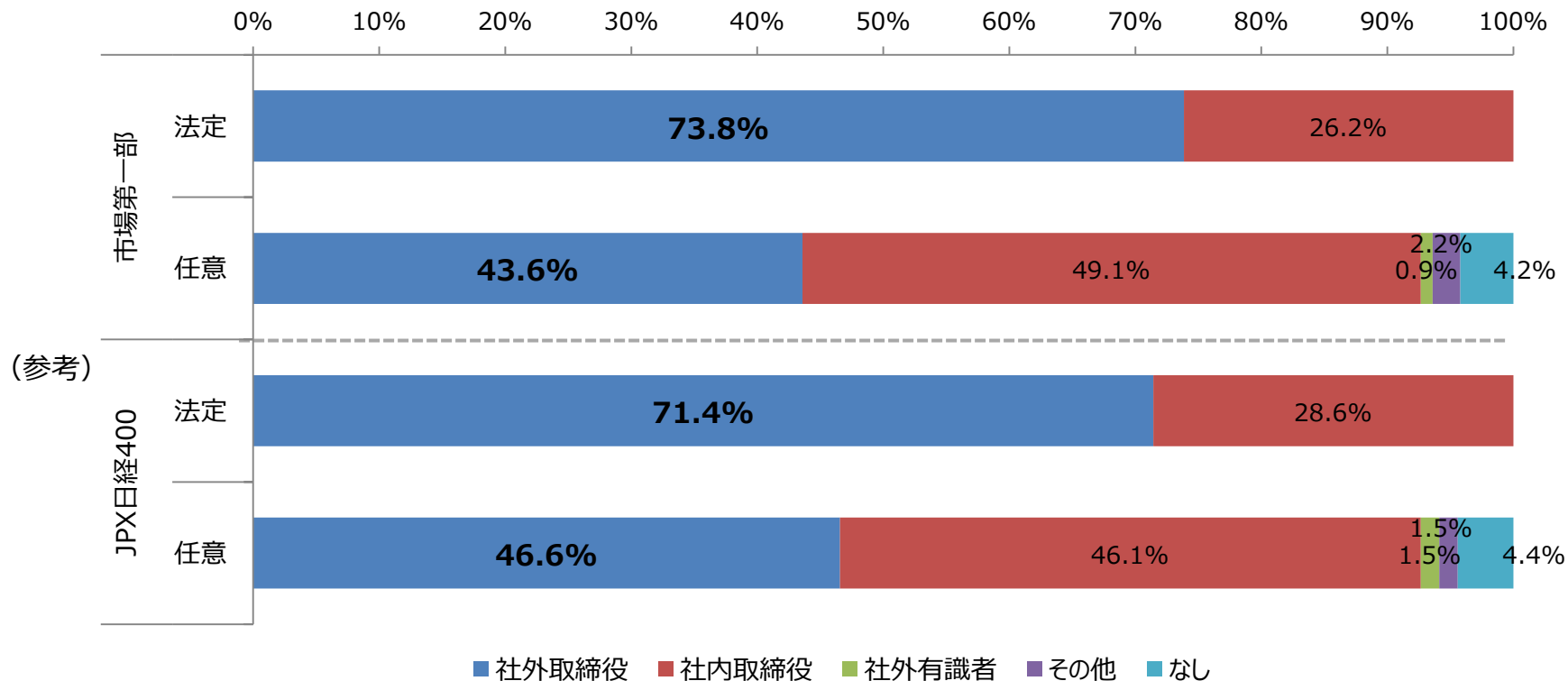


※括弧内は報酬委員会の平均人数。

報酬委員長の属性

- 報酬委員会（法定）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ 市場第一部、JPX日経400とも7割超に。
- 報酬委員会（任意）の委員長が社外取締役である上場会社の比率は、
✓ 市場第一部、JPX日経400とも4割超に。

【報酬委員会の委員長の属性】



【参考】指名・報酬委員会の設置状況

市場区分等	社数	指名委員会（法定・任意）		報酬委員会（法定・任意）	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	642社	31.8%	705社	34.9%
		(+111社)	(+4.7%)	(+121社)	(+5.0%)
市場第二部	523社	47社	9.0%	54社	10.3%
		(+15社)	(+3.1%)	(+16社)	(+3.2%)
マザーズ	241社	7社	2.9%	12社	5.0%
		(+2社)	(+0.8%)	(+2社)	(+0.7%)
JASDAQ	752社	13社	1.7%	17社	2.3%
		(+0社)	(+0.0%)	(+0社)	(+0.0%)
全上場会社	3,537社	709社	20.0%	788社	22.3%
		(+128社)	(+3.5%)	(+139社)	(+3.8%)
JPX日経400	398社	227社	57.0%	239社	60.1%
		(+21社)	(+6.3%)	(+22社)	(+6.6%)

※括弧内は昨年比。

【参考】会社法上の機関設計の選択状況

集計対象	社数	指名委員会等 設置会社		監査等委員会 設置会社		監査役会設置会社	
		会社数	比率	会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	2,021社	65社	3.2%	440社	21.8%	1,516社	75.0%
		(+4社)	(+0.1%)	(+91社)	(+4.0%)	(-40社)	(-4.1%)
市場第二部	523社	2社	0.4%	156社	29.8%	365社	69.8%
		(+0社)	(+0.0%)	(+40社)	(+8.2%)	(-53社)	(-8.2%)
マザーズ	241社	3社	1.2%	39社	16.2%	199社	82.6%
		(+1社)	(+0.4%)	(+11社)	(+4.2%)	(-5社)	(-4.6%)
JASDAQ	752社	4社	0.5%	163社	21.7%	585社	77.8%
		(-1社)	(-0.1%)	(+19社)	(+3.0%)	(-37社)	(-2.9%)
全上場会社	3,537社	74社	2.1%	798社	22.6%	2,665社	75.3%
		(+4社)	(+0.1%)	(+161社)	(+4.4%)	(-135社)	(-4.5%)
JPX日経400	398社	35社	8.8%	58社	14.6%	305社	76.6%
		(+5社)	(+1.3%)	(+7社)	(+1.8%)	(-14社)	(-3.1%)

※括弧内は昨年比。

【参考】コーポレートガバナンス・コード（抜粋）

【原則 4 – 8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

【補充原則 4 – 10 ①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

集計対象

- 2017年についての数値は、2017年7月14日時点のコーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載をもとに集計。
- 比較対象としている2016年以前の数値は、各時点におけるコーポレート・ガバナンスに関する報告書をもとに集計。

独立社外取締役の定義

- 本集計において、独立社外取締役とは、独立役員として届け出られている社外取締役のことを指す。
- 東証では、一般株主保護のため、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を独立役員として届け出ることを上場会社に求めている。